令和７年６月６日（金）午後２時

|  |
| --- |
| 連　絡　先大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課地域労政グループ　塩﨑・立石▽直　通　06-6946-2606 |

**令和７年**

**春季賃上げ要求・妥結状況　最終報**

|  |
| --- |
| **【集計組合数：５０９組合(加重平均)】****【調査時点：５月２６日現在】****□　妥 結 額　　１５，９４８円（前年：１４，５７８円）****□　賃上げ率　　　５．１１％（前年：４．８２％）****【調査結果の特徴点】****■全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成５年以降****最高となり、妥結額は16,000円に迫る水準、賃上げ率は５％を超える水準となっている。****■企業規模別では、「300～999人」「1，000人以上」の規模において妥結額が15,000円****を、賃上げ率が５%を超えている。****■産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。** |

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等

をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ（またはこれらに相当する賃上げ額）の合計額を記載しています。

■６月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。

併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課　ホームページ

調査資料一覧

　 　　<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のＱＲコードからもご覧いただけます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本調査の調査対象・集計方法■本調査は、府内に所在する約1,700組合を調査対象として実施し、５月２６日までに妥結額が把握できた６６８組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな５０９組合(163,943人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。**【集計方法について】**　加重平均は以下の方法で算出しています。　加重平均＝（各組合の妥結額×各組合の組合員数）の合計/各組合の組合員数の合計経済的背景と要求・交渉経過**（１）経済的背景と労使交渉等の動向****〈政府の動向〉**・石破総理は、令和7年年頭の記者会見において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現する」として、「今年の春季労使交渉においても大幅な賃上げを行うことへの協力を要請した。最低賃金を２０２０年代に全国平均1,500円に引き上げるという高い目標の実現に向け、国としても最大限の対応策を講じていく」と述べました。また、「デフレ経済の下、我が国企業の配当や海外投資は増える一方、国内投資や賃金は伸び悩んできた。企業が未来に向けた成長投資に更に踏み込む新たな環境整備を進めていく。投資が賃上げにつながり、消費に結びつくという好循環を実現するためには、社会保障制度の安心の確保は不可欠であり、手取り増を求める声に応え、制度の持続可能性を維持・強化することが重要」と述べました。**〈労使の動向〉**・連合の芳野会長は、令和６年１１月２８日に公表した「2025春季生活闘争方針」をふまえ、「この数年、確実に賃上げが続いてきたことは、低空飛行から抜け出すチャンスであり、それを巡航軌道に乗せることで、再び豊かさを実感できる社会へと動き出すことに繋がるものと確信をしている」とし、加えて、「その動きは、一部の層、一部の人たちだけのものであってはならない。全員揃って豊かにならないと、国は決して繁栄しない。このことをしっかりと胸に刻んで、『みんなでつくろう！賃上げがあたりまえの社会』というスローガンのもと闘い抜こう」と述べました。・日本経団連の十倉会長は、令和７年１月７日の経済三団体共催2025年新年祝賀パーティー後の共同会見において、「2023年は高水準の賃金引上げモメンタム「起点」の年、2024年はそれが大きく「加速」した年となった。2025年はこの流れを「定着」させる年にしたい」とし、さらに「重要なことは働き手の約７割を雇用する中小企業と、約４割を占める有期雇用等労働者の賃金引上げ・処遇改善である。中小企業の賃金引上げには、適正な価格転嫁を進めることが不可欠。労務費を含む適正な価格転嫁が重要という認識や「良い製品・良いサービスには相応の価値が付く」ことをソーシャルノルム(社会的規範)として浸透させていく必要がある」と述べました。その上で、春季労使交渉に向けては、「昨今の物価上昇に鑑み、ベースアップを念頭に置いた賃金引上げの実施を広く呼びかけていく方針である。「成長と分配の好循環」の重要なパーツである賃金引上げに、今年もしっかり取り組んでいく」と決意を示しました。**〈経済的背景〉**・内閣府は、令和７年１月23日に公表した月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。**〈交渉経過〉**・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協（ＪＣＭ）を構成する産業別労働組合傘下の組合では、２月中旬までに要求書を提出、３月１２日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。**（２）労働団体及び経済団体の春闘における主張（概要）**

|  |  |
| --- | --- |
| **労働側** | **経営側** |
| ○連合「連合白書（2025春季生活闘争の方針と課題）」(令和6年12月）・「未来づくり春闘」を掲げたこの３年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを前提とした考え方や慣行にも変化が生じつつある。・この３年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的地位も低いままである。日本の実質賃金をわが国全体の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き上げることでスピードアップをはかる必要がある。・経済を巡航軌道に乗せていくには、物価を上回る賃上げが持続することが必要であるとの結果が示されている。低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。・賃上げを継続し、改善幅を拡大していくには、生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。〈具体的な要求指標〉・賃上げ分３％以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め５％以上　　・中小労組などは格差是正分１％以上を加え18,000円以上、６％以上を目安。　・雇用形態間格差是正の観点から経験５年相当で時給1,400円以上をめざす。　・企業内すべての労働者を対象に時給1,250円以上で締結。○全労連・国民春闘共闘委員会「2５国民春闘方針」(令和７年１月）〈基本的な考え方〉 ・2024年8月消費者物価指数は、４年前の109.1%、前年比3.0%増、食品、電気代、日常消耗品費は４年前の1.2倍。・大企業の賃上げは、非正規労働者への置き換え、ジョブ型賃金等による成果、能力に基づく支払いや一時金による調整などが巧みに組み合わされ総額人件費は減少。大企業が賃上げのけん引役などに全くなっていない。・大企業・投資家・富福層の富は増大し続けている。法人企業統計によると内部留保は539.3兆円と過去最大を更新。2012年と比べると200兆円以上も増加している。・中小企業での大幅賃上げ・底上げの実現のため、中小企業の経営者に賃上げの決断をさせ、政府や自治体に、賃上げの直接支援策、とりわけ労務費の価格転嫁が適正に行われるよう規制を強めさせることが重要。〈具体的な要求指標〉・賃上げ：月32,000円以上、時給200円以上(10%以上)・企業内・産業内最低賃金：月225,000円以上、時給1,500円以上 | ○経団連「2025年版経営労働政策特別委員会報告」（令和7年１月）〈連合「2025春季生活闘争方針」への見解〉・連合は、「未来づくり春闘」を掲げた上で、2025闘争を「動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年」と位置付け、新しいステージの定着に向けて取り組むことと、賃金と物価の好循環実現のカギとして、「賃上げの広がりと格差是正」「適切な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め認め合う取引慣行の醸成」を挙げている。連合が方針で示す問題意識や認識の多くは経団連と共通。・また、2024闘争方針で掲げた要求水準を維持した点は、2025年を賃金引上げの力強いモメンタム「定着」の年にしたいとの経団連の方向性と一致し、労働運動としても一定程度理解。・中小組合に対する取組みを強化したことも、働き手の７割を雇用する中小企業における構造的な賃金引上げの実現が不可欠とする経団連の考えと合致。労務費を含む適正な価格転嫁に向けた環境整備が必要との課題認識も共通。一方で「18,000円・６％以上」とする中小組合の要求水準は、目安かつ労働運動であることを考慮しても極めて高い水準といわざるを得ない。〈基本的な考え方〉・2023年以降「デフレからの完全脱却」と「構造的な賃金引上げ」の実現に向け、近年にない高い熱量と決意を持って、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に取り組んでいる。各企業には「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と実行を求める。・「賃金引上げ」の検討にあたっては、月例賃金（基本給）や初任給、諸手当、賞与・一時金（ボーナス）など多様な方法・選択肢について、企業労使で真摯な議論を重ね、自社にとって適切な方法を見出し実行することが必要。・労使は、「闘争」関係ではなく、未来を「協創」する関係を目指していくとの決意を表明し、この強い想いは2025年の春季労使交渉・協議においても共通認識とすべき。・「人への投資」を実行・加速し「構造的な賃金引上げ」と「デフレからの完全脱却」を実現して、わが国社会の明るい未来を協創する「未来協創型」の労使関係の構築・確立に尽力した年と位置付けられるよう、これまで以上に「社会性の視座」に立った建設的な労使交渉・協議を働きかけていく。 |

 |  |  |

調査結果の概要

**（１）妥結額・賃上げ率の推移　【P５「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】**

　全体平均では、妥結額 15,948円(前年:14,578円)、賃上げ率5.11％（前年：4.82％）となり、加重平均による集計を開始した平成５年以降過去最高となり、賃上げ率は５％を超える水準となりました。

**（２）企業規模別の妥結状況　【P６「企業規模別の妥結状況」参照】**

企業規模別の妥結額をみると、

「299人以下」が、11,349円　（対前年比：432円増、4.0％増）

「300から999人」が、15,651円　（対前年比：1,337円増、9.3％増）

「1,000人以上」が、16,486円　（対前年比：1,469円増、9.8％増）

　となり、全ての規模で前年より増加しました。

**（３）産業別の妥結状況　【P７「産業別の妥結状況」参照】**

産業別（大分類）の妥結額は、製造業の妥結額平均が18,016円、非製造業の妥結額平均が13,706円となり、　製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均（15,948円）と比べて妥結額が高かった業種（集計対象組合が10組合以上）は、「輸送用機械器具（21,343円）」、「機械器具（20,462円）」、　「非鉄金属（18,713円）」等となりました。

一方、低かった業種（集計対象組合が10組合以上）は、「情報通信業（10,838円）」、「卸売・小売業（12,763円）」、「電気機械器具（14,220円）」等となりました。







■産業別　妥結額・賃上げ率の年次推移

※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考　単純平均の結果一覧（発表時期別　要求・回答・妥結状況）

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた

組合をすべて集計対象としています。

■参考　年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況（最終報時点）

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、６月中旬以降に順次、発表します。